九の四　保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）別表第二の同法第二条第十五号に規定する後発医薬品のある同号に規定する新医薬品等の処方等又は調剤に係る療養の項の下欄に掲げる診療報酬の算定方法に掲げる別に厚生労働大臣が定める点数

イ～ヘ　（略）

九の五　告示第三条に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品

九の七イからニまでに規定する医薬品のうち、要指導医薬品（医薬品医療機器等法第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品をいう。第九号の六チにおいて同じ。）又は一般用医薬品（同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。第九号の六チにおいて同じ。）とその有効成分、各有効成分の一日最大分量及び投与経路が同一性を有するもの

九の六　告示第三条に規定する別に厚生労働大臣が定める場合

イ　十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者への処方又は調剤

ロ　がん又はがん治療に関連して生じた状態への処方又は調剤

ハ　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定難病若しくは児童福祉法第六条の二第一項に規定する小児慢性特定疾病又は指定難病若しくは小児慢性特定疾病の治療に関連して生じた状態への処方又は調剤

ニ　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（昭和五十一年厚生省令第三十六号）第一条第一項に規定する公費負担医療その他の国が行う特定の障害、特定の疾病等に対する医療の給付における処方又は調剤

ホ　入院時の処方

ヘ　処置等に伴う処方又は調剤（当該処置等後、十四日以内分の処方又は調剤に限る。）

ト　医師が年間を通じた症状の持続と治療の継続性を確認し、医薬品の長期の使用が医療上必要であると認められる場合における処方又は調剤

チ　要指導医薬品又は一般用医薬品の効能及び効果として承認されていない効能及び効果を目的として行う処方又は調剤

リ　要指導医薬品又は一般用医薬品の使用が特に困難である場合における処方又は調剤

九の七　保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法別表第二に規定する要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い薬剤の処方又は調剤の項の下欄に掲げる診療報酬の算定方法に掲げる別に厚生労働大臣が定める点数

イ　別表第一区分番号Ｆ２００に掲げる薬剤

ロ　別表第二区分番号Ｆ２００に掲げる薬剤

ハ　別表第三区分番号２０に掲げる使用薬剤料

九の八　保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法別表第二に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品

九の五に規定する医薬品

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

九の四　保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）別表第二に規定する診療報酬の算定方法に掲げる別に厚生労働大臣が定める点数

イ～ヘ　（略）

（新設）